

金融・資本市場活性化有識者会合における年明け以降の主な意見

本会合では、昨年12月13日に「金融・資本市場活性化に向けての提言」をとりまとめ、本年に入って以降は、「提言」の実施状況をフォローアップしつつ、「提言」の深掘りや新しい論点を議論してきたところ。

(注) 今後、これまでの議論を踏まえ、有識者会合としての意見を取りまとめる予定。

I 企業の競争力強化等による収益力向上を促進する取組み

コーポレート・ガバナンスの強化や公的金融を呼び水とした民間資金の活用、企業の健全な新陳代謝や再編の促進等を通じ、本邦企業の収益力向上を図るべき。

- より良いコーポレート・ガバナンスを導く環境整備
- 国際協力銀行（JBIC）による新「海外展開支援融資ファシリティ」の創設（新たな融資手段として「劣後ローン」、「LBOファイナンス」を導入）
- 事業再生手続の円滑化に向けた私的整理の在り方の見直し（多数決の導入等）
- 監査の質の向上、公認会計士資格の魅力の向上に向けた取組みの促進

II 豊富な家計資産等が成長マネーに向かう循環の確立

家計の金融資産等を成長企業に振り向けるため、投資運用業の底上げを図ると共に、投資家のライフステージやリスク特性等を踏まえた投資商品の提供を促進すべき。

- 投資運用業の発展促進（受託者としての責務の最大限の発揮に向けた総合的な取組）
- 中長期の資産形成に資する投資商品の提供に向けた環境整備の促進（コスト及びパフォーマンスや運用態勢の更なる透明化を含む多面的な取組等）

III アジアとの共生、我が国の決済システム高度化等の金融インフラ構築

アジア諸国と我が国の一体的な成長をサポートする観点から、我が国金融資本市場のアジア諸国市場との連携による活性化を図る。このため、新設のアジア金融連携センター等を活用し、各国金融行政当局との連携強化、人材交流の活発化を図るとともに、金融インフラ整備支援の推進等によるアジア金融資本市場の発展・高度化を進め、地域全体としての金融・市場機能の向上を図るべき。

我が国の商取引・金融取引を革新するため、決済機能の高度化等により、グローバルベースでの効率的な資金管理環境の改善を図るべき。

- グローバルな通貨・債券等の取引・決済を行うためのシステムの整備・活用
- 国内決済や企業間決済の高度化

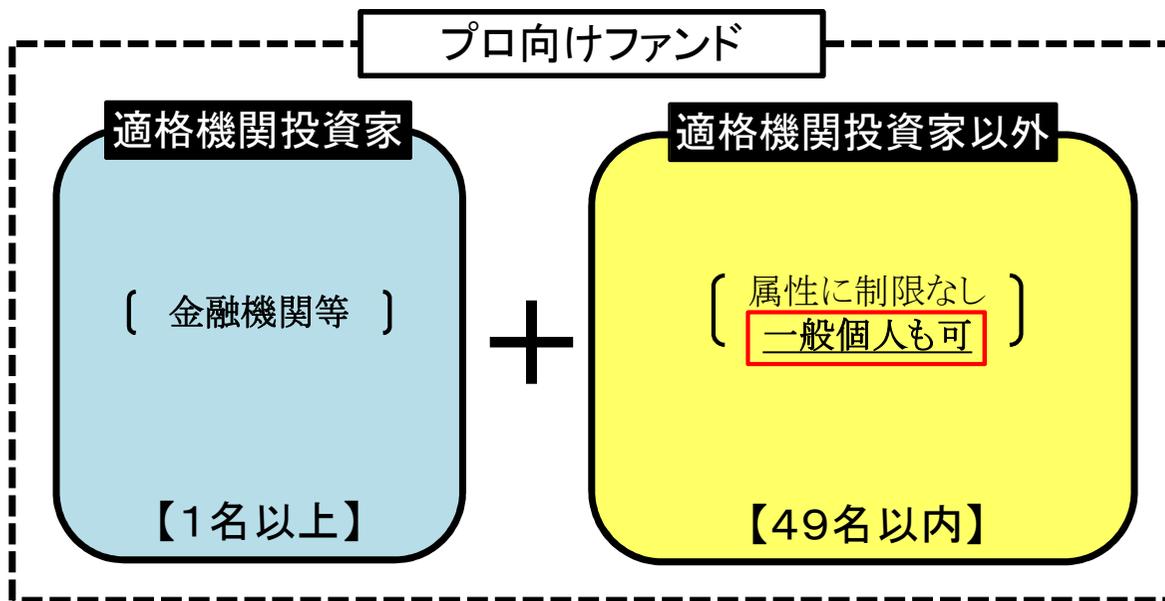
IV 人材育成、ビジネス環境の整備

東京市場をアジアでトップクラスの国際金融センターとしていくために、世界中から高度金融人材の集積を図るとともに、国内での高度金融人材の育成を進めていくべき。

- 人材のグローバル化のための方策の検討

適格機関投資家等特例業務(「プロ向けファンド」)の見直し

現行



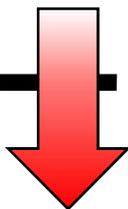
➤ 当局への「届出」のみで販売等が可能(登録不要)。

※ 通常の「ファンド」の販売等を行うためには登録が必要

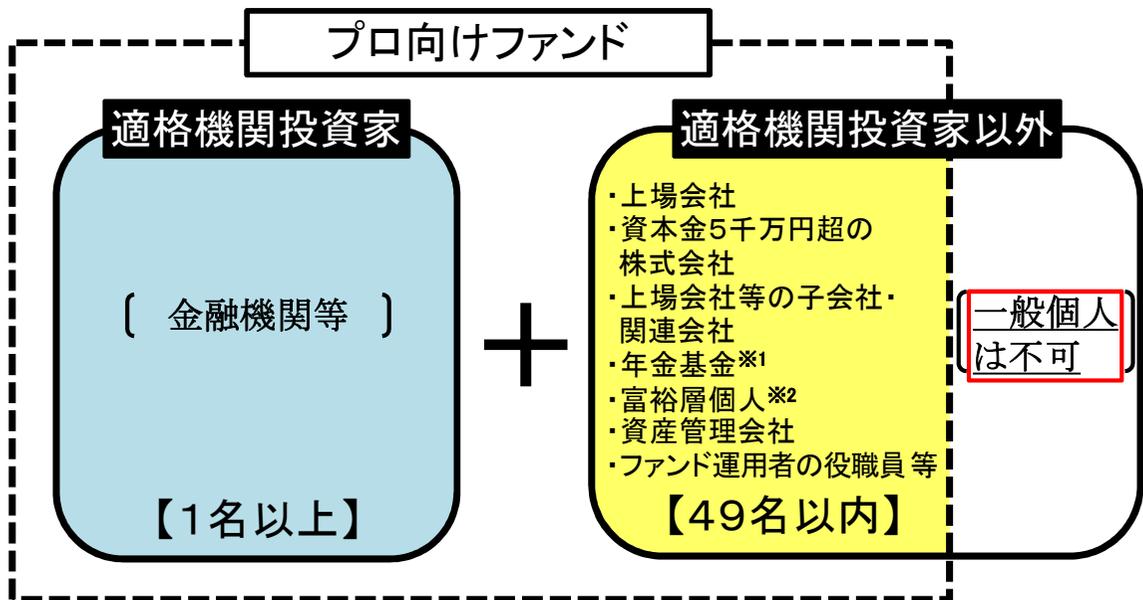
➤ 49名以内であれば、「一般投資家」へ販売が可能。

⇒ これを悪用し、投資家に被害を与える業者が散見。

※ 証券監視委員会及び消費者委員会から、制度見直しに関する建議・提言あり。



改正案



➤ 本来の「プロ向けファンド」の趣旨に立ち返り、販売できる相手方を

「一定の投資判断能力を有すると認められる者」に限定。

※1 投資性金融資産を100億円以上保有する厚生年金基金・企業年金基金
 ※2 投資性金融資産を1億円以上保有する個人投資家